

近世後期の地主經濟

——河内国古市郡駒ヶ谷村真銅家の場合——

宮下美智子

【要約】 個別經營の分析による地主制の研究はすでに多く出されているが、本稿ではとくに農業經營の分析ばかりでなく、現実の地主經濟にとつて多かれ少かれ比重をもつていた農業經營以外の面についても分析し、これら各方面がどのような關係にあつたかを考察し、地主經濟全体の動きを統一的に把握しようとするところをみた。ここにとりあげた真銅家の場合では同家の經濟を構成していた農業經營、牛売買、貸付はそれぞれ變化するが、全体として寛政——文化期を転換期として、牛売買の不振は農業經營の縮少、貸付の沈滞におよび、さらに綿作の不振も加つて農業經營の重点は小作地におかれ、貸付も村内の小口貸付が中心になる。この間、地主制は次第にすつきりしたものになつて行くのである。

一 は し が き

地主制の成立およびその變質過程を、地主經營の個別的
分析によつて明らかにしようとする研究は、すでに以前か
ら多くの先学によつて行われ、すぐれた見解がいくつか出
されている。^① これらの研究は、いずれも農業經營の分析に
焦点がおかれており、そのことは基本的に正しい。しかし、
注意しなければならぬことは、近世後期の地主には農業

經營のほかに種々の經濟活動を行なう場合がかなりみられ
る点であり、したがつて、農業經營の分析と同時に、その
他の經濟活動の諸側面をも分析して、それらを関連的、統
一的に考察してこそ、地主制の性格およびその變質過程が、
より具体的に理解できるのではないかという点である。そ
れは、決して地主の農業經營を輕視することではなく、む
しろ逆により深く具体的に理解して、地主經濟の性格およ
び變質過程を正しく知ることになると思われる。こうした

見解にしたがつて、本稿では河内国古市郡駒ヶ谷の地主真銅家の場合をとり上げようと思う。

駒ヶ谷村は、すでに諸氏が論文で紹介されているように、大和川支流石川の流域にあつて、河内から大和へ越える街道筋にのぞんでいる。当村には河内で指折りの牛市があり、また付近一帯は棉作地帯であつた。近世を通じて伯太藩領であり、村高は万治三年（一六六〇）の検地帳によると、四二〇石であり、それ以降、幕末まで変化していない。人口は元禄九年（一六九六）に七六四人で最も多く、その後、多少の増減をくり返しながら減少して、文化元年（一八〇四）、同二年に五一三人で最低となり、その後、ジグザグに増減して増加の傾向をたどっている。また家数は元禄九年（一六九六）に最も多く一五三戸であり、その後ジグザグの變化を示しながら減少し、安永ごろからまた増加している。

真銅家は、この駒ヶ谷村において庄屋の家筋であり、また村で最高の高持でもあり、さらに駒ヶ谷牛市の牛問屋でもあつた。同家には、近世初頭から明治初期にかけての地方史料がきわめて多く残っている。そのうち同家の經濟に關するものは、年代的にみると、一部が近世初期にさかの

ぼるが、大部分は近世後期とくに宝曆以降のものである。また内容的にみると、①牛の売買に關するもの、②農業經營に關するもの、③物および金錢の貸借に關するものなどであり、①は比較的少なく、②および③はかなり多い。したがつて、真銅家の經濟活動の中心は、牛の売買、農業經營（自作・小作）、物および金錢の貸付、の三本だてになつていたことがわかる。ところで、右の三者はどのような關連をもつて、どのような變遷をたどつたであろうか。つまり地主としての真銅家の經濟の重心ないし性格はどのようなであつて、どのように變化したであろうか。以下、これらの問題点について、順次分析してゆこうと思う。

二 牛 の 売 買

真銅家の牛売買については、すでに酒井一氏が「近世畿内農業と牛流通」〔『史料』四四の二、三号〕で詳しく論じておられる。そこで、これを利用して真銅家の牛売買についての動きを簡単にみると、次のようである。

駒ヶ谷村の牛市は、撰津天王寺村の牝牛市に対して牡牛市であり、西國筋の牛を泉州、紀州方面へ送る中継所にな

つていた。この牛市については、すでに天和二年（一六八二）の文書にみえており、この辺りでは駒ヶ谷村・一須賀村・恩地村・柿の内村の四村に牛市があり、駒ヶ谷市の間屋が真銅甚兵衛であつて、中買も兼ねていた。取引高は元禄ごろに年間五〇〇疋を数え、享保末期には、さらに増加している。しかし宝暦―明和期になると、天王寺村の独占が強化されて、駒ヶ谷市は河内の他の牛市とともに圧迫されるようになった。このときに際して、甚兵衛は明和六年（一七六九）に仲買を甥の五兵衛にゆずり、自らは間屋に専念するというように経営の転換をはかつた。しかし明和―天明初期には駒ヶ谷の牛取引は減少し、天明三年には一須賀市を併合して回復を図つた結果か、やや増すが、天明末期から寛政期にかけてはやくもゆきづまりとなつてしまつた。そのころから関係史料も残つておらず、したがつて、真銅家の牛市を中心とする経済活動は衰退したものと判断される。こうした牛市の変化に対応する真銅家の農業経営および貸付の動きはどのようなものであり、どのような関連をもつていたであらうか。

三 農業 経営

真銅家の農業経営の動きをみるために、まず同家の村内での持高の変化を、名寄帳などによつてみると、第1表のようである。これによると、寛文一〇年（一六七〇）に一二石余であつたのが、年代の下るにしたがい次第に増加し、宝暦一〇年（一七六〇）には四三石余になるが、その後は宝暦期をピークとして次第に減少し、文政期にはややもちなおして、そのまま明治期を迎えており、天保期には宝暦期の約七〇%になつてゐる。寛文から宝暦にかけての増加は、主に田畑の買得、質流などによるのであり、当時盛んであつた牛売買の利益が田畑に投資され、また田畑を抵当に利貸されて、田畑の増加をみたものと考えられる。

宝暦期以降の減少の最も大きな理由は、甚兵衛が明和三

第1表

真銅家の村内持高

寛文10	石 12.434
元禄 8	21.803
正徳 1	27.425
享保20	37.579
元文 5	42.065
宝暦10	43.520
明和 6	37.238
天明 4	32.363
寛政 5	32.813
文化 2	27.823
〃 12	27.823
文政 8	30.743
天保 6	30.923
弘化 4	29.223

年（一七六六）に八石四九七を娘婿の弥兵衛にゆづつたことによるものであり、その他の増減は売買によるのであつて、その点は売券および当座帳の田地代銀記載などによつて明らかであり、そこには牛売買の衰退の影響が考えられる。

以上の村内持高のほか他に村への出作分がかなりある。享保三年（一七二六）には、村内の持高二四石二八二に対し、出作分は円明村に三石、大黒村に五石九四九、菅田村に若干（年貢取米分が〇石九三）ある。また宝暦一三年（一七六三）には大黒村に宛口高九石一八四（石高は約四石）がみられ、明和六年（一七六九）には村内持高三七石二三八に対し大黒村に出作分四石八四五、寛政二年（一七九〇）には村内持高三二石八一三、大黒村に出作分四石五二五である。したがつて出作分は年代が下るにつれて次第に減少していつたことがわかる。

さて、以上が持高のすべてであり、その変化であつて、真銅家はこれを自作分（内作分）小作分に分けて経営していた。内作分が明記されている年が少ないが、小作宛高は小作取納帳によつてわかる年が多いので、これを持高と対比させて表示すると第2表のようである。これによると明和

第2表 小作宛口高の変化

	村内持高	小作宛高
享保3	24.765	76.435
宝暦3	42.668	75.320
天明5	32.363	63.912
寛政7	32.813	64.232
文化2	27.823	67.997
文化12	27.823	64.340
文政8	30.743	68.738
天保7	30.923	70.708
嘉永4	29.223	63.343

し、小作分が多くなるという動きがみられたわけである。

この後の変化はわからないが、明治四二年（一九〇九）には自作分は三石余にすぎず、大部分が小作地化されている。

小作地の割合は文化期以後とくに高くなつてゐる。真銅家においてはすでに近世前期から、かなりの小作地経営を行つており、摂津武庫郡西昆陽村の氏田家^④などに比べると、早くから小作地経営の比率が高い。しかし、享保期には、他村への出作が多く、村内で考えればとくに、文化期以後、小作地の比率は、急激に増大する傾向がみられる。以下、自作経営と小作地経営のそれぞれについて、その内容および動きをさらに具体的に分析してみよう。

I 自作経営

期以降の持高の減少にかかわらず小作宛口高は減少せず、むしろ天明期から天保期にかけて増加の傾向がみられる。つまり、牛の売買が衰退してゆつて、自作分が減少

第3表 自作地と小作地（宛口高）

年 代	自作地	小 作 地	自作地 の割合 %
享保3 (1718)	石 30,100	石 76,435	29
寛延4 (1751)	50,200	72,030	41
明和3 (1766)	36,540	51,950	37
“ 6 (1769)	34,450	69,872	33
“ 7 (1770)	24,480	78,659	24
“ 8 (1771)	36,980	68,879	35
安永2 (1773)	28,500	72,055	28
天明5 (1785)		63,912+22匁	
“ 6 (1786)	25,110		
明治42 (1909)	2,900	126,186	2

持高は検地によつて決定された本来の生産高であるに対し、小作宛高は現実に決められた生産高であつて持高の平均二・四倍ぐらいの値を示しており、持高から小作宛高を引いたものが自作分である。ところで、第2表に示したように宝暦期から文化期にかけて、持高が減少するのに対して、小作宛高は天明期以降ジグザグに増減し、とくに文化期から天保期にかけて増加する傾向にあるから、自作分は宝暦期以降次第に減少し、とくに文化期以降その傾向が著

しかつたといえる。実際に自作分が明記されている年をひろい上げてみると、第3表のように、自作分は寛延から明和にかけて急激に減少し、明和—安永期には全宛高の三〇%前後となつている。その後も自作分はジグザグ

第4表 労働力の变化

年 代	家族人数	下男	下女
元禄7	8 (4)	4	4
宝永1	5 (3)	4	4
正徳4	8 (4)	5	3
享保3	7 (2)	6	3
“ 11	6 (4)	5	3
元文1	7 (6)	4	5
寛延2	11 (6)	2	8
天明6	5 (2)	1	1
文化3	4 (4)	—	—
天保3	6 (3)	3	1
“ 13	7 (6)	2	0
嘉永5	10 (4)	2	1

()は15~60歳
奉公人の記載の欠けた年もあるらしい。

に減少の方向をたどつたようであり、文化期以降にはほぼ二〇%以下に減少したものと推定される。このように、自作分は寛延以降、さらに文化以降という風に段階的に減少したのであるが、この減少とともに経営内容はどのように変化し、またなぜ右のように段階的に減少したのであろうか。以下この問題を、①労働力の変化、②米作と棉作との関係、③自作と小作の収支関係、の三点から具体的に考察してみようと思う。

① 労働力の変化 真銅家の自作経営に投入された労働力が、どのくらいであつたかをみるために、まず宗門帳を検討してみると、真銅家分として宗門帳に記載されている家族人数および奉公人の数は第4表のようである。この

第5表 日 傭 雇 入 数

		男	女	計
明和	5	31.5	57.5	89
	6	119	119.5	235.5
	7	95.5	96	191.5
	8	68	72	140
	9	64.5	99.5	164
	3	66	177	243
	4	83.5	137.5	221
	5	28.5	179.5	208
安永	6	144.5	196.5	341
	8	150	141	291
	8	12	91	103
	9	34.5	49	84.5
	10	16	56.5	72.5
	11	45.5	23.5	69
	12	62.5	5.5	68
	13	46	6	52
寛政	2	37.5	29	66.5
	3	73	6	79
	4	26	1	27
	2	40	1	41
	3	60	0	60
	4	48	10	58
	5	44.5	0	44.5
	6	7	0	7
享和	7	30.5	15.5	46
	13	25.5	14	39.5
	2	5.5	0	5.5
	5	96	43	139
	6	266.3	27.5	293.8*
	7	49	20.5	69.5
	8	240	24.5	264.5*
	9	53	86	139
文化	10	50.5	36	86.5
	11	69	0	69
	12	43.5	0	43.5
	13	18.5	2	20.5
	3	345.7	0	345.7*
	5	16	12	28
	6	13	9	22
	8	145.5	0	145.5*
天保	9	295.75	0	295.75*
	10	11.5	0	11.5
	11	20	0	20
	12	127	0	127 *
	14	29.5	0	29.5
	2	14	0	14
	3	105.5	0	105.5*
	4	8.5	0	8.5
弘化	5	13.5	0	13.5
	2	23.5	0	23.5
	3	46.5	0	46.5
	4	9.5	0	9.5

表によると、家族人数およびそのうちの労働可能（一おう一五歳から六〇歳までの男女と決めた）な人数は、ジグザグに変化しているが、年代的な変化はみられず、前者は五人から一人の間を、後者は二人から六人の間を、それぞれ前後している。だから、この面から経営の内容および規模の年代的变化に、直接の影響があつたとは考えられない。つぎに下男・下女などの奉公人についてみると、元禄から寛延までは八人から九人の間を前後していて、ほとんど年代的变化がみとめられないが、その後は著しく減少して天明—文化期には二人ないしは全くなしという状態になり、その後わずかにふえている。この寛延以降の奉公人の減少

は、元禄以来この村の人口が減少し、都市へ流出したためと考えられるが、いずれにしても、この減少は先にのべた同期の自作分の減少に一おう対応しているといえよう。しかし、奉公人が文化期には全くなくなり、その後わずかにふえているのに、自作分は先にのべたように段階的に減少して、両者の間に対応関係がみられないのは、なぜであるうか。

右の点に関連して、奉公人とともに労働力として新たに現われつつあつた日傭について、なお考える必要がある。真銅家には明和以降の年々の日傭帳が残つていて、雇傭した人名がいちいち細かに書き上げられ、ときにはその仕事

第6表 仕事の内容別雇傭人数（延べ人数）

明和5	安永5	寛政9	文化3
わたとり 39	草ひき 37.5	麦こき 8	とこしめ 12
のこき 16	麦こき 15	やねや 8	とこへ置 3
菜まき 4	いねこき 15	大工 5.5	麦中 2
麦まき 3	田うへ 8	使 1	やねや 2
なひき 2	麦かり 6		使 1
使 2	わたとり 5.5		かや刈 1
そだかり 1	たねのみ 3		
いもほり 1	なひき 3		
みそ 0.5	苗とり 1		
	わたまき 1		
	そだち 1		
	なうへ 1		

このほか各年とも仕事の内容の記載されていない雇傭人が相当ある。その人数は第5表を参照されたし。

また日傭が多く使われていた明和ごろには女の日傭が多かつたのに対し、寛政の終りごろから男の日傭が相対的に多くなり、女はほとんど

の内容が記載されている場合もある。これらを整理して、年間の男女別雇傭人数をみると、第5表のようであり、また仕事の内容とその雇傭人数を、明和五年、安永五年、寛政九年、文化三年の記載分だけについてみると、第5表のようである。第6表によると日傭は寛政期から延べ人数がへり始め、文化期には非常に少くなる。その後、文政期には多くなるが文政の終りごろからジグザグにへつて行く。

ど傭われなくなっている。文政期の増加の時期には、両者とも増加するが、やはり男の方が多く、文政期以後女の日傭はほとんど使われないようになる。

また第6表により日傭の仕事の内容の変化をみると、明和五年、安永五年においては、そのほとんど大部分がわたとり、のこき、草ひき、稲こき、麦こきなどの農業労働であるのに対し、寛政九年には麦こき八人、文化三年にはとこしめなど十七人だけと少くなり、屋根屋、大工など農業労働以外のものがでて来る。勿論これらは仕事の内容を註記してあつたものだけであり、このほかに内容のわからない日傭が相当数あるが、しかし、農業労働としての日傭の減少という大勢はうたがう余地がない。この傾向はこれからも後もつづき、第5表に註記しておいたように、文政期以後で、特に雇傭人数が多いと思われる年は大い池普請とか小屋普請などのために、直接の農業労働力でない大工、屋根屋、手伝などが臨時に多量に使われている場合であり、これらを除くと、農業労働力はごく少くなる。すなわち文化期以後、日傭数が減少し、とりわけ農業労働力の減少が著しい。この日傭の減少は、先にのべたように、この村の

第7表 真銅家の棉作高と小作棉作高

	持高	棉作高	小作分
享保20	37.579	10.450	?
天明1	37.738	14.825	8.948
3	31.013	11.275	2.545
4	32.363	11.478	2.334
5	32.363	14.044	12.544
6	27.315	15.764	0.750
7	28.416	11.710	7.360
8	32.813	14.734	0
寛政1		13.309	7.749
(小作宛高)			
享和1	29.223	10.890	8.300
2	29.223	8.060	3.518
3	29.223	10.580	8.130
文化1	29.223	6.520	5.300
2	27.823	4.940	3.947
3	29.823	8.370	12.500
4	29.823	3.650	2.000
5	29.823	10.040	13.506
6	29.823	6.310	0
7	27.823	13.870	13.130
8	29.823	4.820	3.525
9	29.823	12.210	10.630
10	29.823	6.330	3.780
11	27.823	13.910	19.020
12	27.823	6.650	2.788

註 棉作高は仕分帳から真銅家の分だけをぬき出したもので、〇〇作と註記されているものを小作分と考えた。享和以降の小作宛高は田畑宛作帳によるものである。

るをえなくなつたので、それに対して自作経営の規模を再度縮小したものと考えられる。こうした動きは真銅家の衰退を反映するものであり、その衰退は経営内容の上でも何らかの変化として現われたにちがいない。次にその点を、米作と棉作との関係から追求しようと思う。

② 米作と棉作の関係 駒ヶ谷村の棉作は元文元年（一

戸数がそれほど減少してはいないのに人口がこのころ最低であるという事実から考えて、一般に労働力が都市へ流出し、そのため従来の条件では日傭がえがたくなつたことによるものと考えられる。

以上のような真銅家の各種労働力の年代的变化と、先のべた自作経営の段階的縮小とを対応させて、関連的にみると、次のようにいえる。すなわち、真銅家は年季奉公人が寛延ごろから減少するとともに、労働力の一部を日傭に転換し、自作経営の規模を縮小したが、文化ごろになると、日傭も今まで通りの人数を保持できなくなつて、減少せざるを得なくなつた。

天明—寛政期がかなりさかんで、毎年一〇〇石前後、全耕地面積の約三分の一をしめていた。しかし、寛政ごろから棉作不作がふえ、文化—文政期になると、ほとんど連年、棉作凶作のための検見願が出されるとともに、棉作高は寛政末期から次第に少くなり、弘化四年（一八四七）には二四石になつている。一方、真銅家の棉作高は第7表に示した通り享保二〇年（一七三五）は七反七畝一六歩、一〇石四五〇であり、その後、村全体の傾向と同じように、寛政初期

第8表 自作分棉作率

	棉	田	畑	計	棉作率
寛延 4	石 15.20	石 35.00		石 50.20	44%
明和 6	8.98	21.20	石 4.27	34.45	26
安永 2	5.44	19.00	4.06	28.50	19
〃 6	11.88	14.80	5.40	32.00	37

までが多く、また棉作高がかなり安定しているのに比べて、享和期以降は隔年に増減する場合が多く、年々のちがいが大きく不安定になり、しかも全体として次第に減少する傾向にある。つまり、棉作は寛政末期ごろから次第に行きずまる傾向にあつたわけで、この行きずまりは、文化期以降の自作経営の縮少と時期的に一致し、関連があるように思われる。そこで、真銅家の棉作経営が内容的にどのように

変化したかをみておこう。

まず棉作の自作と小作の割合は、第7表にあげた棉作小作分から推算できる。それによると年によりちがいはあるが、平均すると、耕地面積に対する棉作率は小作地よりも自作地の方が高い。とくに全棉作高のへつた文化期以降はその傾向が著しく、真銅家の全持高に対する棉作高の割合が一〇〜五〇%であるのに対し、全小作宛口高に対する小作棉作宛口の割合は二

第9表 真銅家の米・綿の収穫量

	米	綿
	石	斤
安永 4	44.1	680
6	18.4	1211
寛政 9	20.5	617
10	20.1	671
11	16.0	423
12	15.3	765
13	14.4	998
享和 2	18.7	497
3	31.6	336
4	20.7	789
文化 2	10.9	250
6	8.3	126
13	7.7	668
文政 2	25.2	638
3	20.38	千1063
7	13.7	855
8	19.0	千180
天保 13	19.5	276
弘化 2	15.4	千280
4	13.0	千99

〜三〇%にとどまつている。すなわち、文化期前後から小作地の棉作が減少したのに対し、自作地では棉作が存続されたのである。

ところで自作地での米作に対する棉作の割合、つまり棉作率は明記されているのが第8表にあげた寛延—安永期のかぎられた年だけであり、しかも年により大分ちがいがあがるが、この時期における自作地の棉作率は二〇〜四〇%ぐらいである。その後の変化は自作地だけについては明記されていないが、第7表の棉作高と棉小作分から推算すると、最も棉作率の高い天明期においては自作地の大部分を棉作に投入していた年もあつたことになる。また以上の比率に対応する米・綿の収穫量をみると、第9表のように、とも

銅 家 棉 作

	天明7年				寛政元年			
自作地	水かき	上田 1反	1.5石	→	〃			
	舎り	中田 0.5	0.65	…→	舎りこ	中田 1反	1.3	
	ひしかまり	下田 0.8	0.88					
	木の	下田 0.5	0.55					
	口開	中田 0.7	0.77					
					串ノ脇 下田 0.6	0.66		
					(但三人持)	上田 1.4	2.1	
小作地	水かき	上田 1.0	1.5	長兵衛作→	〃			
	龍口	? ?	? ?	伊兵衛作→	〃			
	田かき	上田 1.3	1.95	治右衛門作→	〃			
	龍口	下田 0.522	0.63	五兵衛作…→	龍口	下田 2.014	2.250	六右衛門作平助
	大かい	上畑 0.911	1.03	徳兵衛作				
	座頭	下田 9.04	2.25	清助六右衛門作平助				
					垣の内	中畑 0.425	0.629	定吉作
					田かり	下田 1.2	1.21	与三右衛門作
					池の奥	下畑 0.1	0.07	万右衛門作
					〃	〃 0.2	0.14	新兵衛作

して、その後ふたたび減少している。これらの点から真銅家の自作地における棉作は、駒ヶ谷村全体の棉作の衰退の時期よりも比較のおそくまでつづけられていたことがわかる。⑥ 以上のように真銅家における棉作の中心はどちらかといえは自作におかれており、その傾向は棉作の衰退する文化期以後とくに著しく、自作地では棉作が比較のおそくまで行われていたのである。

つぎに棉作のやり方についてみよう。第7表に明らかのように天明―寛政期においては、真銅家の全棉作高が、毎年大体一定しているにもかかわらず、うち小作分棉作は隔年ごとに著しく増減している。たとえば、天明五年の小作棉作高は全棉作高の九〇%近くを占めているのに、その翌年は小作棉作がほとんどないような状態を示している。このような小作棉作の著しい増減の原因は、少なくとも天明―寛政期には毎年ほぼ同量の棉作々付高を確保するために輪作を行なつて、自作地に多く作る年と、小作地に多く作る年とを交互にわりふつて、棉作全体の経営を行なつていたためと考えられる。その点を、より具体的に明らかにするために天明六年―寛政元年の四年間の真銅家の棉作地をあ

第 10 表 真

		天明 6				天明 8				
自作地	はりま	はおれ	上田	1反	1.5	→	〃			
	〃	丁田	〃	1.02	1.51	→	〃			
	〃	〃	〃	1.	1.5	→	〃			
	〃	〃	〃	0.9	1.35	→	〃			
	〃	〃	〃	1.	1.5	→	〃			
	鎌田	田	中田	0.9	1.17	→	〃			
	正舎	田	〃	0.9	1.17	→	〃			
	念八	りこ	〃	1.	1.3	→	〃			
	龍	仏	〃	0.6	0.780					
	山角	八丁	上田	1.	1.5	→	〃			
	口	口	下田	0.417	0.5					
		山且ノ	下畑	3.14	0.244	→	〃			
		坊開	下畑	0.5	0.55	→				
		上畑	0.4	0.44	→	〃				
							鎌田	上田	1.010	1.55
小自作	大かいと		上田	0.5	0.75		万右衛門作			

げてみると、第10表のように天明六年と同八年は自作分に多く、天明七年と寛政元年は小作分に多い。しかも、天明六年、八年には棉作は自作地の大体同じ土地で輪作されていて、小作分の棉作がほとんどみられないが、天明七年、寛政元年には自作地の棉作分がへり、小作地の棉作分は土地小作人ともに同じ場合と、変つているものがある。宛作帳で調べてみると、小作分の棉作が天明六年に一筆のみ・同八年には全くないのは必ずしも小作地、小作人がなかつたのではなく、その年は棉作を行わず、米作が専ら行なわれたからである。だから小作人の側からいえば、棉作を行なう者が固定していたわけではない。しかも真銅家全体の棉作高としては兩年の間で一石六斗ぐらいしかちがわない。これらの点から考えると、真銅家の天明―寛政期の棉作は自作地に重点がおかれてはいたが、小作地にも作られ、しかも小作地も含めて棉作経営全体が真銅家の計画によつて運営されているという面が強かつたということが出来る。それに比して享和期以後は、第7表に示したように全綿作高が隔年に増減していて年々のちがいが大きい。しかも小作棉作宛口高も同じ傾向で増減しており、また自作棉作

高も、これを小作棉作高から推算すると、同じ傾向で年々増減していたことがわかる。したがって、ここでは前にみられたような自作と小作とを組合わせて年々同量の作付高を確保しようとする経営上の配慮はみられず、小作地の棉作は真銅家の全体の経営計画からはなれて、小作人自身の計画により独自に行われるようになったわけである。これは経営内容の変化であり、真銅家の経営の衰退・小作人の擡頭を反映するものと考えられる。

以上のように、自作を中心にしてそれに小作を配しながら棉作を行なつて来た真銅家は小作人の擡頭とともに寛政末期ごろから次第に従来の棉作経営にゆきづまりを来たしたのであり、それが、先にのべたように自作経営を縮小さざるをえなくした要因の一つであつたと考えられる。

③自作と小作の収支関係 真銅家にとつて、自分の持高を自作した場合と、小作に出した場合と、どちらが有利かということも、経営の方向をきめる要因になるだろう。そこで自作と小作の収支計算がどのようなものであつたかをみると、次のようである。明和五年の例でみると、

○下作収納米 五五石六升
(俱一〇月四日までの分)

代銀 三貫八三〇匁

内 上納惣銀

二貫八八六匁六分

残

九四三匁四分

○自作米 一四石五斗

代銀 一貫〇一五匁

麦 一〇石

四五〇匁

綿 一一〇〇斤

一貫七四〇匁

菜種 三石三斗

二三四匁

大麦小麦 一石一斗

五〇匁

空豆えんど 四斗

一六匁

きびさゞげ 三斗

一五匁

ごま 五升

五匁

そば 三斗

一二匁

小豆 五斗五升

三五匁

大豆色共 石一五升

五五匁

内 自作宛口 三三石九斗

肥し代

二貫三七〇匁

子年給金

一貫一〇〇匁

下五人飯米、此内より日用渡すとして

四五〇匁

残

六七五匁

となり、この年の農業経営の収支計算は余りもうけがなく、

七三八匁不足

第11表 米，綿の売値段の変動

	わた10斤	米 1 石
明和9	11.5~12.2	67.0
安永5	9.8~12.9	61.6
寛政12	13.0~17.0	71.4
文化2	20.3	60.0
5	17.3~17.6	66.5~ 72.0
8	13.0	60.0
文政3	12.0	44.3~ 50.0
8	11.5	57.0~ 60.0
天保1	18.5	72.5~ 75.0
7	49.0	90.0~106.0
12	19.5~20.0	65.5~ 70.0
嘉永4	25.0	140.0~160.2
安政3	13.0	75.0~ 91.5

小作分は若干徳になつてゐるが、自作分は、年貢を小作米で支払つてもなお赤字となつてゐる。この計算では自作するよりも小作に出す方が有利である。

ところで先にのべたように真銅家の棉作の重点は自作地であり、この年も綿による収入が米・麦の収入より多くなつてゐる。したがつて米・綿の反当收穫量や米価、綿価の動きがこの收支關係に相当ひびいて来るものと思われる。

この年の同家の米・綿の作付面積がわからないので反当收穫量はつきりしないが、安永六年における自作地の宛口一石当收穫量をみると、棉が約一〇二斤、米が九斗七升である。これを、さきの明和五年の場合にあてはめて計算すると、宛口一石

と、宛口一石当りの棉からは米の約二倍の収入を得ることができ、棉作の方が有利である。ところが、米価

と綿価の変動は第11表のようである。これは真銅家が実際に売却した直段を当座帳からぬき出したもので、一年の中でも月により、売却量により価格に若干の開きはあるが、文化―文政期には米・綿ともに下値になつて来ており、米価に比して綿値の下落の方が著しい。また自作分の必要経費についてみると、領主への上納分は免が免定の上では、宝暦八年以降、幕末まで六一%で変わらないので大きな変化はないから、残りの大部分は肥料代と労賃であつて、これらは年代の下るほど相対的に高くなる傾向にあつた。以上の諸点を総合して考えると、肥料代、労賃を入れても棉作が稲作よりも相当有利だつた時期には棉作を中心に自作経営に努力が払われたが、文化―文政期には綿の直段が下落して、肥料代、労賃に見合わなくなり、しかも先述のように小作人の擡頭がようやく強くなり、また奉公人・日傭などの労働力もえがなくなつたので、それまでの棉作を中心とした自作経営を縮少し、それにかわつて米作中心の小作経営へと、経営方式をきりかえて行つたものと判断される。

II 小作地経営

前項でのべた真銅家の自作経営の縮少の過程は、反面か

小作地経営の変化

寛政6	〃 7	享和4	文化2	文化11	〃 12	文政7	〃 8	天保6	〃 7
28 3	29 3	31 4	33 4	30 5	30 5	27 5	31 6	38 6	38 6
63,682 +22匁 ?	64,232 +22匁 ?	55,489 +22匁 5.3	66,077 +22匁 3,947	65,540 +22匁 19,020	66,540 +22匁 2,788	65,690 0	68,738 5.5	73,258 ?	70,708 2.9
3 4 1,665.31	4 3 1,312.87	1 0 6.45	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
30,905 866.19 (12.9)	36,880 1,616.56 (2.20)	41,914 505.69 (8.7)	54,565 561.91 (9.9)	39,192 1,030.25 (15.3)	55,317 233.05 (3.6)	51,273 632.75 (10.0)	48,060 1,072.97 (13.3)	72,590 199.62 (2.4)	44,882 701.96 (4.5)
10,747 139.03	4,799 34.88	9,420 86.450	2,918 9.69	6,855 7.95	2,587 4.71	2,250 1.06	5,149 5.91	0 0	10,373 18.85

た。②銀上納は小作銀納に蔽入は小作米納に含めた。

ら云えば小作地経営に重点がおかれて行く過程でもあつた。前述のように持高は明和—文化期に約一〇石減少しているのに小作宛口高は変わらず、むしろ寛政以降増加している(第12表参照)。全持高に対する小作地の割合を、持高と小作宛口高から推定すると、宝曆期では約六〇〜七〇%、明和—天明期では六〇〜七〇%、寛政期七〇〜八〇%、文化—文政期八〇〜九九%、天保期八〇〜九〇%となる。したがつて、真銅家ではすでに近世前期から小作地の割合が高かつたが、とくに文化期以降はその率がふえ、農業経営の中で小作地経営が支配的になつたことがわかる。ところで、この真銅家の小作地経営において、右のように、はつきり小作地経営に重点がおかれるようになった文化期以降(後期)と、それより前の時期(前期)とでは、何らかの変化がみられたのではないだろうか。つまり、右の小作地経営の量的変化は、単に量的な増加のみでなく、何らかの質的变化を内包していたのではなからうか。そこで、この問題を、

- ① 小作地の状況
 - ② 小作人の性格
 - ③ 小作料などの諸点から考えてみよう。
- ① 小作地の状況 小作地自作地の入れ替えは、前期には

第 12 表

	宝曆 2	" 3	天明 4	" 5
小作人々数 (内借家人)	42人 3人	39 4	30 2	30 2
小作宛口高 (内棉作高)	石 70,320 ?	石 75,320 ?	56,282 +22匁 ?	63,912 +22匁 ?
未進している者 未進のみの者 未進額	2人 1人 516.86	5 1 304.98	9 8 1,100.98	5 7 747.27
小作米納 小作銀納 (銀納分石替)	石 3,890 780.51 (14.2)	石 42,612 1,085,390 (23.2)	33,235 1,379,220 (17.8)	44,684 1,232,510 (18.5)
免引	石 3,470 48.44	17,400 22.44	4,255 48.33	0,703 29.69

註 ①小作宛口高は、田畑屋敷のみで山年貢はのぞい

かなり多いが、後期には少なくなつて、小作地が固定化して来る傾向がみられる。たとえば寛延四年—宝曆五年と、天保一〇年—一四年のそれぞれ五年間における小作地の移動を調べてみると、前者では五年間ずつと変わらずに小作地であつたもの三九筆、寛延四年に小作地であつたがその後の四年間に小作地でなくなつたもの二九筆、新たに小作地となつたもの三二筆であり、後者では変らないもの四一筆、

なくなつたもの七筆、新たにやつたもの一〇筆であり、後者の方が小作地の移動が少ない。この小作地の固定化は前項でのべた棉作経営のやり方の変化とあわせ考えると、¹⁾には自作地にくらべて小作地の方が多かつたといへ、自作地と小作地の入れ替えもかなりあり、棉作も自作分と小作分とを合わせて大体きまつた作付面積を毎年確保しているなど、自作と小作を含めて、農業経営全体について真銅家がその運営を考えていた面がかなりみられるのに対し、後期には自作地と小作地の入れ替えも少く、棉作についても自作地とのふり合いは余り考慮されず、大体きまつた土地に一年或いは二年おきの輪作をしているなど、自作、小作それぞれ独自の経営が行われ、小作分については小作人がその運営を独自に行なうようになったものと考えられる。

②小作人の性格 小作人の人数は、第12表にみられるように宝曆二年の四二人から寛政期ごろまで次第に減少し、その後余り増減なく天保期には少しふえている。しかし文化期ごろから家敷のみの借家人がふえて来ているから、これをひくと田畑の小作人は余りふえていない。

つぎに小作人一人当りの宛口高をみると第13表の通りで、

第13表 小作人1人当の宛口高の変化

	宝曆3	天明5	寛政7	文化2	文化11	文政8	天保7
7石以上	1			2		3	
5石以上	2	5	2	0	2	0	2
3石以上	4	1	5	6	6	7	9
1石以上	20	16	15	14	12	10	14
1石未満	12	3	7	11	10	11	13
未進分	1	7	3	0	0	0	0
	40	37	32	33	30	31	38

ている。このように後期になると、真銅家の小作人一人当の持高、宛口高はともに増加し、農業経営の規模は大きくなり、したがって、彼らの真銅家に対する地位および村内における農民としての地位は、前期に比べると上昇したも

文化期以降についてみると比較的少額のものの中には借家のみのものが多く、宝暦―天明期にくらべると宛口高の少ない者が減少して、平均一人当の宛口高はやや多くなつて来ている。更にこれらの小作人の村内持高を宝暦五年と天保二年の名寄帳で調べてみると第14表の通りである。兩年とも一石未満の零細農が圧倒的に多いが、天保二年の方が比較的上層にかたよつ

第14表 小作人の持高

	宝曆5	天保2
5石以上		1
3石以上		2
1石以上	5	8
1石未満	24	14
0	9	6
計	38	32

のと考えられる。
③小作料 小作料の基準になる小作地各筆の宛口高は大きく変化していないが、若干変化するものがみられる。寛延四年から嘉永四年までの小作宛口高の変化を調べてみると、この間、同筆の土地で宛口高の変化したものがかなりある。変化する時期は文化―文政期が多く、その大部分は宛口高を下げてゐる。しかも、この時期以降に宛口高が変化した場合には小作取納帳上においてたとえ鎌田 二石（但、二石二斗宛）というように、前の宛口高が註記されている。しかしこの二石はその後も年々変わらず、実際の宛口高として固定化している。この文化期以降の宛口高の引下げは、

小作地経営のどのような変化を示すものだろうか。これについては、引下げられた宛口高は、その数年前から減免されていることが多く、それが固定化したものとみられるので、免引との関連において後述したい。

つぎに小作料納入状況をみると、第12表のように米納分、銀納分、免引分に分けられる。

まづ銀納分と米納分の割合をみよう。銀納分を小作銀納替直段でわつて石高に換算し、これと米納分を比較してみると、文化期ごろから米納分が増加し、銀納分が減少する傾向がみられる。米納、銀納の割合は年々一定せず、どのようにしてきめたのかわからないが、屋敷・畑・棉作地の場合は銀納であり、また米納の残りや未進分はほとんど銀納である。だから文化期以降、銀納がへり米納のふえた原因には、小作棉作が減少したと未進分が文化期以降ほとんどなくなつたことが考えられる。このように現物小作料の原則が文化期ごろからみえはじめ、天保期には更にはつきりする。

つぎに免引分である。これは不作などの理由で石高を免じる場合と、米納の残り不足分を銀でひく場合があり、その年々の条件に左右され、年代的にはつきりした傾向はみられないが大ざっぱに言えば、後期になると、免引額は次第に少なくなつていく。さて前にふれておいたようにこの免引の減少と、宛口高の引下げとは関連があるようである。

第15表 宛口高と免引の変化

○向田 3石3斗

年代	小作人	この筆の宛口	同人の全宛口	免引	不足
宝曆3	七兵衛	3.3	7.43	0.402	0.05
天明5	新兵衛	3.3	5.3	0.2	0
天明4	万右衛門	3.3	5.15	0.17	0.645
文化3	仁右衛門	3.0	6.8	0	0
" 12	浅右衛門	3.0	5.232	0.16	0
文政8	"	3.0	3.23	0.1	0

○木の下 2石2斗

年代	小作人	この筆の宛口	同人の全宛口	免引	不足
明和4	太右衛門	2.2	2.2	0.4	0
天明4	和乎治	2.2	2.8	0.1	1
文化3	重右衛門	2.0	3.95	0	0
" 12	"	2.0	3.95	0	0
文政8	弥兵衛	2.0	6.25	0.07	0

いま同じ一筆の土地での小作料納入の実態を例示しよう。第15表にあげた向田三石三斗は文化三年に三石一斗に、木の下二石二斗は文化二年二石にそれぞれ宛口が引下げられた土地である

が、この土地を小作していた者の小作料納入状況を見ると、前期においては、名目の宛口高は高いが年々によつて免引や不足額が若干あるのに対し、後期になると、名目の宛口高は引下げられるが年々の免引や残不足はへつて来て、小作人は大抵小作料を皆済している。すなわち文化期以降

宛口高を引下げても年々の減免をしなくなつたので真銅家は小作料収入はへることなく、むしろ固定した収入がえられるようになった。また小作人にとつては年々減免を願わなくても、固定的に宛口高がひかれ、真銅家との間の恩惠的な関係もだんだん払拭されて行つたと思われる。このように小作制としては後期の方がよりすつきりしたものになつたのである。

右の傾向は、未進分の取扱ひ方の変化においてもみられる。すなわち、小作料の内、米納又は銀納し、また一部は免引されても、なお未払分が残つた場合は不足としてこれに利足を加え、翌年の帳面に未進分として書かれる。第12表をみると、前述のように、小作料を未進している者や未進のみの者は、天明期を最高として次第に減少し、文化期まではなお数人みられるが、文化期以降は全然みられなくなる。未進のある者というのは、前年或いは二・三年前からの小作料滞納額に利子が増えられ、納入すべき分として、本年度の小作料とともに小作取納帳に書き上げられているものであり、未進のみの者というのは、その年は小作していませんにもかかわらず、前年或いは二・三年前からの小作

料滞納額だけを小作取納帳に記載されている者である。これら未進者数の減少とともに滞納された未進額も年代を下るにつれてへつて来て文化期以降なくなつてしまふ。すなわち小作料を皆済するものが多く、不足分もせいぜい翌年の五月頃までに支払うものが大部分で、前期のように翌年或いは翌々年の小作帳に未進額として残るようなことはない。このように小作料滞納がへつたことは小作人の経営規模の拡大とも関連しており、前期に比して小作人が成長し、小作制が安定化して来たことを反映するものといえる。

さて、右にのべた文化期以降、米納がふえ、銀納がへつたことは真銅家の経営にとつてどのような意味をもつものであつたか。まづ小作の銀納石替直段はどれくらいにきめられていたかをみると、大ていの年では真銅家の売米直段より少しずつ高く、また領主への年貢の銀納直段よりも高きめられている。たとえば明和五年の場合でみると、下作銀納石替直段が石七三匁五分がへ、真銅家が小作米を売る平均直段が石六九匁五分、上納石代は一月一五日程七七一匁、二〇日切七三匁、三〇日切七四・五匁皆済直段七四・五匁、三分一銀納直段七四匁となつている。だから、

真銅家としては、下作米でとつて年貢を銀納する場合は、小作人から銀でとつて銀納する場合よりも損であり、また小作人から米でとつて米でおさめる場合は、銀でとつて米で納める場合よりも損という勸定になり、真銅家にとつては、小作人から小作料を米でとるよりも、銀でとる方が得ということになる。ところが前述したように小作料に次第に米納分の割合が大きくなつて来ている。小作人の側からすると、小作人の農業経営の規模が前期に比して大きくなつていゝから、農業専業の者が多く、寛政末期からの棉作のゆきずまりからみて、稲作中心であつたと考えられる。したがつて小作人にとつて銀納するよりも米納する方が有利なように小作銀納石替直段をきめさせ、米納を増加したことはむしろ小作人側の要求であつたと考えられる。

以上のように寛政末期から牛売買の衰退とともに持高を減少した真銅家では、その農業経営においては文化期以降、棉作経営の衰退、労働力の不足などから自作経営を縮少し、小作地経営に重点を移すようになる。それとともに、小作制も内容的にかなり変化して、すつきりしたものになる。すなわち、小作地は固定化され、自作地とは独自に経営さ

れるようになったので、小作人の経営規模の拡大とあいまつて、小作人の経済的地位もやや向上し、その要求が、宛口高の引下げや小作料の石替直段のきめ方などに反映されるようになった。また小作地が固定化し自作地から独立した経営が行われ、小作料も米納が支配的となり、ほとんど未進がなくなつた。このように、小作そのものが、安定化して、地主—小作制がすつきりした形で確立してきたのである。

なお小作料は文化期以降、米納が支配的となつたと述べたが、納入された小作米を真銅家は売らなければならない。そこで売米について補足的のべておこうと思う、真銅家では内作分の稲の品種は早くから記されているが、天保期になると、小作取納の際に各小作人の小作米の品種が書かれており、小作米を商品として重要視して来ていることが考えられる。真銅家の売米先をみると、明和五年には、山田村宇兵衛へ一七石、山田村伊兵衛へ一〇石、こまヶ谷新兵衛へ六石余、五郎右衛門へ五石、助右衛門へ五斗、天明五年には古市村銀屋や一〇石、山田村宇兵衛へ一〇石、古市紙屋へ一〇石、大坂出し九石、五兵衛へ五斗、文化二年には山田村治兵衛へ一五石、太子村儀兵衛へ一〇石、林兵衛へ一石、作右衛門へ二斗、惣兵衛へ一斗、天保七年には清左衛門へ二〇石、道

明寺村幸助へ一〇石、藤七へ五石、西浦新町吉右衛門、大黒村平八へ一〇石、直治郎へ一石、九郎右衛門へ五斗となつてゐる。これをみると、村内の方はやや小口で中買らしく、村外の多くは、肥料屋、酒屋、米屋などで、金融業を兼ねる者もあり、真銅家とは、米と肥料を指引したり、真銅家が大口借金をする銀主である。しかも農業経営の面でも金融活動の面でも未だ活潑な動きをみせていた明和と天明期において、とくに売米先と取引先の結びつきがはつきりしており、米の商品化のルートを自ら握ることによつて金融活動の基盤にしていたということも考えられ、農業経営と金融活動の密接な関係を物語つてゐる。

四 貸 付

前章までについての真銅家の牛売買・農業経営の変化は、地主としての真銅家が経済界の動きに規制されて、とらねばならなかつた対応策であり、その変化である。真銅家は状況の変におうじて、対応策に苦慮しながら、収入を維持することに苦心したのである。ところでこのように苦心して確保させた収入はどのように使用されたであらうか。真銅家の収入の使い方には、大別して貸付と自家消費との二つがみられる。後者については、先に「家計簿の成立」^①に

第16表 真銅家の貸付内容

	物 貨	銀 貸	取 替	利 子	計
明和 4	890.28 (32.7%)	286.70 (10.5%)	613.11 (22.5%)	934.52 (34.3%)	2,724.61 (100.0%)
" 9	1,731.76 (15.2)	2,506.20 (22.1)	6,937.76 (61.0)	191.76 (1.7)	11,367.48 (100.0)
天明 5	1,463.59 (4.0)	31,298.60 (85.2)	166.96 (0.5)	3,781.87 (10.3)	36,711.02 (100.0)
文化 2	297.55 (10.5)	1,943.21 (68.9)	111.74 (4.0)	469.61 (16.6)	2,822.11 (100.0)
" 12	540.43 (4.2)	11,243.06 (88.3)	432.98 (3.4)	522.68 (4.1)	12,739.16 (100.0)
文政 8	1,133.20 (3.8)	24,637.47 (83.0)	1,122.58 (3.8)	2,806.09 (9.4)	29,699.34 (100.0)
天保 7	2.50 (0.02)	8,605.54 (73.5)	2,266.16 (19.3)	850.35 (7.2)	11,724.55 (100.0)

において論述したところであるから、ここでは専ら真銅家の貸付について、前述の牛売買・農業経営の変化との関連を考えながら、具体的に検討しようと思う。

真銅家の経済のなかで、貸付活動はかなり大きな部分を占めている。消費生活が未だ自給的色彩の濃いこの時期にあつて、とくに貨幣経済部分のなかで貸借のしめる割合は大きい。第16表は貸借関係を記した方出入日記・大宝栄日

記から貸付分だけをぬき出したものであるが、貸付合計額からわかるように、貸付活動は明和以後、天明期まで盛んであつたが、文化初期には非常に少なくなり、その後、文政期まで増加して行き、天保期にはやや減少するという変化を示している。すなわち文化期以前の牛売買、農業経営ともに比較的活潑だつた時期においては、時代が下るにつれて貸付活動が盛んになつてゐるが、牛売買が衰退し、農業経営規模が縮小した文化期には、貸付も非常にへつており、その後の農業経営が小作地経営を中心にそれなりに安定化して、文政期に持高も少し増すとともに、貸付の面においても同様に文政期までのび、天保期には停滞している。しかし、一口に貸付と云つても、真銅家のように村役人であり、村の中心的な存在であつた場合には、恩惠的な貸付から単に利子をとることを目的とする貸付もあつた。そこで、貸付内容を検討してみると、大体次の四種にわけられる。①物を貸す場合。たとえばかんびよ代かし、そうめん代かしと書かれている場合で、物を貸して物で返される場合と、物を貸して代金で返される場合とがある。後者の場合の方が多し。この場合売るといふ事と同じ事になり、現

物経済ではないがその品目は多岐に亘つており、真銅家で作つていないと思われるものも多いから、とにかく真銅家との貸借関係を通じて生活がいとなまれることになり、消費生活の面において密接なつながりをもち、依存性があると考えられる（勿論相互依存の場合もあるが）。この場合は、奉公人や日傭なども、比較的えられ易い条件にあるといえる。②銀銭を貸す場合。③取替の場合。これは支配銀とりかえ、三分一銀とりかえとかの立替銀である。④利子。多くは②③の返銀までの間につく利子で、時には①の場合でもつくことがある。小口で短期間の場合は、記載されていないようであるし、また利子分だけ現銀で支払つた場合には、記載されていない場合もあるようである。勿論これらの貸付の間には、はつきりした区別のつきにくい場合もあるけれども、大体の傾向をみると、年代が下るにしたがつて物貸、取替の割合がへり、銀貸の割合が多くなつて来る。この変化は、日常生活における貨幣経済の入りこみの深化を示すとともに、貸借関係が恩惠的なものから利貸的なものへと単純化して行つたことを示しており、奉公人・日傭などを従来の条件ではえがたくなつた原因の一つであつて、

第17表 真銅家の貸借相手

	村 外				村内	親類	奉公人	計
	計	周辺	田舎	大阪堺				
宝曆10	11	8	1		7	6	2	26
明和9	7	7			8	5	7	28
天明5	23	19		1	37	7	5	72
寛政7	22	9	9	2	12	3	?	38
文化2	4	3	1		13	3	2	22
12	11	9	2		28	7	3	42
文政8	22	16	4	2	35	10	2	45
天保7	6	5	1		50	8		63

先述のように小作制が安定化してすつきりしてくることも深い関連のあつたことがわかる。
 ところで、以上のような意味をもつ貸付内容の変化をも少し深く検討するために、それが貸借関係の相手方によつてちがいはないかをみると、次のようである。貸借関係

の相手は、大別して以下の四つのグループに分けられる。
 ①親類 これはどの範囲までとるかをきめることがむづかしく、現実のつきあい状態もわからず、あいまいではあるが、宗門帳と、真銅家の系図とを照合して選んでみた。しかし宗門帳のない時期もあり、不十分な点もあつたかもしれない。

②村外の者。多くの場合〇〇村と肩書きがあり、年によつては周辺部の村と田舎方（西国筋など）に区別している場合がある。

③村内。これは①②以外のもので年によつては村方として書かれている。

④雇人・下人や下人出身のもの。これは一おう真銅家の奉公人として一括される。

以上のような四グループの貸付相手の人数を年代順に調べて、その変化をみると、第17表のようである。これ

真銅家の貸借取引先とその内容

村 内			親 類			雇 人		
物 貸	利 子	預 リ	物 貸	利 子	預 リ	物 貸	利 子	預 リ
	76.24		169.26	97.50	1,572.50	6.00	10.82	715.30
405.57	573.50	146.24	181.80	307.76			12.45	0
35.34	176.79			77.38	438.69			
30.05	63.75	36.00	279.30	419.50	1,860.00			
191.80	85.96	870.00	217.04	109.63	3,147.25	90.59		103.58
506.28	746.62	638.81	7.00	9.94	1,411.80			

によると、全貸付相手の人数は年により変化が多いが、天明五年に一番多く、文化二年まで減少し、それ以後また増加している。このような年代的な変化は、貸借の総額においても、また当座帳に記された金銭收支の額においても同様であつて、真銅家の経済活動の動きを、ある程度はつきりと反映しているものと思われる。各グループについてみると、どのグループも大体同じ様な増減の傾向を示しているが、寛政期以後村外、親類の増加に比べて村内の増え方が激しい。

つぎに借主と貸付内容の関係であるが、第18表のように年によりかなりの変動があるが、大きくみると、「物貸」については村内と親類の場合が多いが、親類の物貸が宝暦期から天明期へとふえ文化期以後次第にへるのに対し、村内の物貸は天明——文化期にへり、以後ふえて行くという傾向をたどつてゐる。「預り」についてみると、全般的に村外が非度に多く親類がこれにつぐが、村外の「預り」は天明期以後、減少して来ており、村内の「預り」は額は少ないが、文化ごろからふえて来ている。「利子」は大体において村内が多く、文化期に一時へるがその後またふえてゆく。

物貸の内容についてみると文化ごろまで親類を中心に見られて、その後減少する物貸は、文化——天保期にふえて来る村内の物貸とは質的に異つてゐるようである。まず前者つまり親類の物貸の一例として、宝暦一〇年の川辺村清左衛門の場合をみよう。同家の関係は元禄七年の宗門帳で甚兵衛の女房(当45歳)は清左衛門家から来ており、寛延二年に同家から甚兵衛の甥にあたる喜市を養子に迎えているから、宝暦一〇年当時は親類としてかなりのつき合いがあつたと思われる。同家との貸借の中で物貸は、しらみ葉五回、かんびよ、毛綿一疋、すみ、などで、真銅家の方でも布、いも種などを借りている。他に預銀老貫匁、貸銀一貫一四五匁四分、取替二二匁八分などがある。

これに対して、後者つまり文化期以後にふえる村内の

第18表

	村 外		
	物 貸	利 子	預 り
宝暦10		308.67	11,588.40
天明5	876.22	2,881.81	14,747.64
寛政7		787.4	9,000.00
文化2			8,000.00
" 12	41.00	327.09	2,758.46
天保7		32.07	

「物貸」についてみると、内容は、米、粕、割木以外のものはなく、むしろ売買と考へた方がよい。つまり、同じく「物貸」といつても、前者と後者とは内容が質的にちがうのである。これを具体的に示すと、文化十二年の親類に對する「物貸」が、たとえば川の辺村清左衛門の場合、綿ぼうし、半紙、杉原、当村林兵衛へたんす・じゅばん・ねつけ・袖口・薬、当村直八へわり木・えり袖口・嶋一反・小紋布・袖口などの貸付であるのに對し、村方に對する「物貸」は、甚八へ粕、善六へ粕・米、清七へ粕・割木などというふうはその内容を異にしている。また天保七年には親類への物貸もへつて庄兵衛へ、そうめん・ふだけになつてゐるに對し、村方への物貸は政治郎へ米一石、清七へ米一石八斗、定七米五斗というように、米の中買とさえ考へられる者だけになり、物貸の内容はすでに變質してゐる。つぎに「預り銀」は村外が多く、村内に比べて大口の者が多い。たとえば宝曆十年では、古市村六兵衛から三貫五百匁と古屋敷の源右衛門から五貫匁を借りてゐる。その他、売米の項でふれたように売米先である古市村銀屋治郎兵衛、山田村伊兵衛、山田村五兵衛などは、預り銀の有力な

貸主でもあつた。これに對し村内の場合には小口であるが文化―天保期へとふえて來てゐる。「利銀」も村内の場合小口で、貸付活動のさかんであつた明和―天明期においては、みずからの資金もあつたろうが、村外や親類から借りたお金を主として村内の者に貸すという場合がみられる。しかし文化―天保期には「預り」「利貸」ともに村外は少くなり、小口の村内に限られて行く傾向がみられる。こうした變化は、真銅家が自作經營を縮少して小作地經營に重点をおくように經營方式を變えるときにも、小作料として米を取取することを原則とし、その米を主な資本として、貸付業を小規模ではあるがすつきりした形で営なむようになつたことを示しており、これは小作制の確立に對應する地主の經濟活動の轉換を物語るものといえる。

なお、奉公人關係の貸借については人数も少く、はつきりした傾向はみられないが、その一例として内ノ小兵衛の場合をあげよう。小兵衛は元禄十二年二十三歳で大黒村から真銅家の下人となり、享保三年に死んだが、その後、元文四年、大黒村の同家の者と思われる小兵衛が二十八歳で下人となり、寛延二年までは宗門帳に記載されてゐる。と

ころがその後宗門帳を欠いているのでその行方がわからな
いが、万出入帳にはみえ、宝暦十年には日用賃を、天明五
年、文化二年、同十二年には給金を、天保七年には日用賃
を受とつており、天保七年には悴万蔵が下人になつてい
から、これらが同家の人間であるとする、相当長い間に
わたつて真銅家と雇傭関係があつたと考えられる。また真
銅家の小作帳には宝暦五年から小兵衛分屋敷というのが書
出されており、他へ貸している。これも同一人とすれば、
経済的に特別な関係があつたのではないかと考えられる。
さてこの小兵衛との貸借の内容をみると、宝暦十年には薬
代、小口の貸金が合計九三匁四五で他に取替が二三匁三五
で、日用賃四二匁三を渡している。文化十二年には、給金
八〇匁が渡され、八寸十人前、毛綿一・六反、粕、きざみ
こぶ、塩などを借り、年貢一四匁一厘を立替えてもらつて
いる。天保七年では日用賃を七匁渡しているが、物賃の方
は、米を四石一斗のみとなり、他に年貢不足の立替九三匁
〇二、貸銀が一六匁三六、預銀四六匁九二という勘定で
他の村内の人と余り変らなくなり、真銅家に対する依存関
係がうすくなつたのではないかと思われる。

第19表 貸借人の持高（村内のみ）

	宝暦10	明和4	文化2	文政8	天保2
30石以上					
20石以上30石未満			1		
10 " 20 "				1	
5 " 10 "	2	4	1	1	
3 " 5 "	2	2		3	2
1 " 3 "	2			3	4
1石未満	1		6	11	15
免割帳になし	8	8	7	16	12
計	15	14	15	35	33

以上のように、貸付活動は文化ごろから沈滞し、村外と
の大口貸借は次第に少なくなり、また一方親類などに対す
る物貸しのような半自給経済的な貸付はへり、村内の一般
農民を対象とした小口の利貸が主となり、それにともない
親類と奉公人などの恩恵的な貸借関係も次第に性格を変え
て行つたものと考えられる。なお文化期以降、主な貸借相
手となつた村内貸借人の村内持高を調べてみると第19表の

通りであり、親類
を除くと三石以下
特に一石未満の零
細高持層が多く、
真銅家の貸付活動
が村内の、しかも
零細な農民相手の
小規模なものにな
つて行つたことが
わかる。しかしそ
の後の収支をみる
とそれなりに平穩

に貸付をつづけて行つたようである。

五 五 五 五 五

農業経営、牛売買、貸付の多面的な経営を行なつていた真銅家では

①天明期ごろまでは牛売買もまだかなりみられ、農業経営においても棉作が盛んだつた時期であり、貸付活動は半自給的な面もあつたとはいえ、村外と大口の貸借関係もあり、取引高も多く、活潑であつた。この時期の村外の貸銀主には真銅家の売米先がみられるなど、経営の各側面はお互いに利用しあつて運営されていたようである。

②牛売買が天明—寛政期ごろから天王寺村の独占におされて衰退するとともに、持高もへり、その上農業経営においては、自作地を中心に行つて来た棉作が寛政末ごろからふるわなくなるという事態にあつて自作地を縮少、小作地に重点をおくようになつた。これら各部の縮少、不振とともに文化ごろから貸金活動も沈滞し、とくに村外との大口取引は次第にへつてしまつた。

③文化期以降、農業経営が小作地に重点をおかれるよう

になるとともに、小作制の内容も変化し、米作中心の小作制は、小作地の固定化、現物小作料など以前の段階に比べるとすつきりしたものになつた。また今までの自作地、小作地を含めた経営は、自作地、小作地それぞれ独自の経営となり、小作人の経営規模の拡大とあいまつて小作人の立場を上昇させ、宛口引下げ、小作銀納石替直段のきめ方など小作人に有利な条件も出て来ている。また貸付は村内の零細農が主たる貸付相手となり、その貸付内容も比較的依存性がつよいと思われる「物貸」はへり、小口の「利貸」が一般的となり、この変化は真銅家と小作人の関係の変化、小作制の確立に対応するものといえる。

④真銅家の三つの経済活動は、右にのべたようにお互いにからみあつて変化の過程をたどつて来た。この場合、農業経営以外の経営は、農業経営と相反するような動きをたどることなく、互に影響し合いながら、同じような動きを示しており、それらが全体として、地主制成立期の地主経済の主要な内容を構成し、地主制成立の基礎をなしたのである。

① 戸谷敏之「徳川時代における農業経営の諸類型」の先駆的な

業績をはじめ、最近では、山崎隆三『地主制成立期の農業構造』など詳細な分析が行なわれている。

② 山口之夫「河内国古市郡駒ヶ谷村における棉作」(『近世史研究』二の七)。酒井一「近畿農業と牛流通」(『史林』四四の二三)。

③ 山崎隆三前掲。

④ 石高と宛口の関係は必ずしも一定していないが売券、質入証文などから、持高各筆について検討してみると、平均して宛高は石高の約二・四倍になった(同家の宝暦五年当時の持高の約半数について調べた結果である)。

⑤ 農業経営縮少の原因として、この他に真銅家だけの特殊な条件が考えられる。宗門帳によれば寛政二年に戸主甚兵衛が四七

歳で死んだ時、嗣子三四郎はまだ九歳で、文化元年、二一歳になつて甚兵衛を名のつている。このような経営者の代替りと幼少であつたことも当時の真銅家にとつて不振の一因であつたと考えられるが、その後その不振に対処するのに自作経営を縮少し小作経営へ重点をおくという方向をとつたことには、農業経営そのもののなかで原因を考えるべきだと思ふ。

⑥ これは棉作のさかんな時期においても、この村での棉作のない手は中農以上であつたことから当然かもしれない(山口之夫前掲)。

⑦ 拙稿「家計簿の成立」(『生活文化研究』第6冊、)この論文では、真銅家の消費支出の変化について、くわしく論述した。

The Land-lord Economy in the Later *Edo* Era

by

Michiko Miyashita

Though these have been many monographs on the landlord system by analyzing each management, this article tries to analyze not only the agricultural management but also some aspects beside the agricultural management which had more or less some importance in actual landlord managements, to study correlation of these aspects, and to grasp as a whole the movement of the landlord management.

In the case of the *Shindo* 真銅 family here in this article, their agricultural management, trade of cows, and loaning, or their managing units, changed, but generally speaking, after the *Kansei-Bunka* 寛政—文化 period as a transition period, inactivity of their cow trade caused reduction of their agricultural management and dull loaning, and what is more, along with poor harvest of cotton, the important aspect of agricultural management moved to their tenant farming, and their loaning was limited to a petty loaning, through the process of which the landlord system becomes clear in the course of time.

Lei-hsêng-Shih 類省試 in South *Sung* Dynasty

by

Toshikazu Araki

Owing to the invasion of *Chin* 金 and fall of the Capital *Kai-Fan* 開封, the state examination could not be held in January of the first year of *Chien-Yen* 建炎. The Emperor *Kai-tsung* 高宗, for the sake of convenience, decided to conduct the examination on the responsibility of *Chuan-Yün-Shih* 轉運使 instead of on the responsibility of *Li-Pu* 礼部. This examination was called *Lei-hsêng-shih* 類省試 or *Lei-Shih* 類試. In this treatise I intend to explain system and vicissitudes of *Lei-hsêng-Shih* in south-*Sung* dynasty.